

保険診療 基本法令テキストブック（医科/令和6年度版）

訂正・補正表

令和6年8月 社会保険研究所

●お詫びと訂正

標記図書につき、以下の通り誤りがありましたので、お詫びのうえ訂正いたします。

訂正前	訂正後
(第1章・22頁中、左欄下から5行目)	
⑩ むし歯治療後の継続的指導管理 (<u>13</u> 歳未満の小児)	⑩ むし歯治療後の継続的指導管理 (<u>16</u> 歳未満の小児)

●補正

標記図書につき、以下の通り掲載情報を補正することをお知らせします。

①第1章・20頁「(3) 入院時食事療養費」の表中の標準負担額について

補正前			補正後		
患者の区分		標準負担額	患者の区分		標準負担額
B	平成28年4月1日	1食 <u>280</u> 円	B	平成28年4月1日	1食 <u>260</u> 円
	の時点で1年を超えて精神病床に入院している患者			の時点で1年を超えて精神病床に入院している患者	

→上記患者の標準負担額について、告示上は280円に改定されていますが、経過措置により、令和6年6月1日以降も260円に据え置かれています。

②第4章・177～213頁中、一部の規定の取り扱いについて

補正前	補正後
(178頁中・左欄上から16～17行目、196頁中・左欄上から20～21行目)	

2 <u>保険医療機関は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	2 <u>削除</u> ※令和7年5月31日 までの経過措置
(181 頁中・左欄下から 14～13 行目、182 頁中・左欄上から 3～4 行目、199 頁中・左欄下から 9～8 行目、200 頁中・左欄上から 8～9 行目)	
5 <u>保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	5 <u>削除</u> ※令和7年5月31日 までの経過措置
(182 頁中・左欄上から 14～15 行目、200 頁中・左欄上から 18～19 行目)	
3 <u>保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	3 <u>削除</u> ※令和7年5月31日 までの経過措置
(191 頁中・左欄上から 1～2 行目、210 頁中・左欄下から 16～15 行目)	
2 <u>保険薬局は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	2 <u>削除</u> ※令和7年5月31日 までの経過措置
(193 頁中・左欄上から 11～12 行目、212 頁中・左欄上から 20～21 行目)	
3 <u>保険薬局は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	3 <u>削除</u> ※令和7年5月31日 までの経過措置

→保険医療機関・保険薬局において、厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない規定は、令和7年6月1日より適用となります。

③第4章・180頁中、保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条第3項／同章・198頁中、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第5条第3項の取扱いについて

○保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条第3項

○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第5条第3項

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が200未満であるものを除く。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院及び同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第30条の18の4第1項第二号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）であるものは、〔健康保険〕法第70条第3項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。
- 二 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること（厚生労働大臣の定める場合を除く。）。

→上記の第5条第3項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があった日から起算して**6か月を経過する日までの間**は、同号に掲げる措置を講ずることを要しません。